5　前条第一項第八号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

第十五条　削除

附則第十九条中「第十五条」を「第十四条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　附則第九条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（文部科学省設置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日の前日において宇宙開発委員会の委員長及び委員である者の任期は、第二条の規定による改正前の文部科学省設置法第十二条の規定にかかわらず、その日に満了する。

第三条　宇宙開発委員会の委員長又は委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（調整規定）

第五条　この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同号及び同法附則第九条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第七条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号を次のように改める。

二十二　削除

第一条第三十五号を次のように改める。

三十五　削除

第一条第六十三号を次のように改める。

六十三　削除

別表第一官職名の欄中「宇宙開発委員会委員長」及び「宇宙開発委員会の常勤の委員」を削る。

（印紙税法の一部改正）

第八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び第八号」を「及び第九号」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の改正規定中「第三十七条第二項」を「第三十七条第三項」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第三十六号

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成二十三年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

題名中「による被害を受けた」を「に伴う」に改める。

第一条中「による被害を受けた」を「の発生後における」に改め、「当該」を削る。

第二条中「であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十一条の二第一項」を「に対する同項」に改め、「十五年度」の下に「（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、二十年度）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

競馬法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第三十七号

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の」を「勝馬投票法の種類ごとに、」に、「当該競走に対する」を「その競走についての」に、「を勝馬投票法の種類ごとに区分した金額について、付録に定める第一号算式によつて算出した金額から付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額に付録に定める第三号算式によつて算出した金額を加えた金額」を「に百分の七十以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で日本中央競馬会が定める率を乗じて得た額に相当する金額（重勝式勝馬投票法において次条第一項又は第三項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。）」に、「あん分した金額を、」を「按分して」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。